

耐震診断結果の公表について

(背景について)

1. 耐震診断結果を公表する背景は何ですか。

(答)

- 平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物（防災拠点建築物）のうち、昭和 56 年以前いわゆる旧耐震基準で建築されたものの所有者は、耐震診断を行い、その結果を県が指定する期限までに所管行政庁（※2）に報告することが義務付けられました。
- 所管行政庁は、診断結果の報告を受けたときは、その内容を公表することが義務付けられています。

※1 防災拠点建築物 市町村が策定する地域防災計画に災害対策拠点、避難所、生活救援施設等として位置付けられた、庁舎、公民館や体育館等

※2 県内所管行政庁 福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市

(目的について)

2. 耐震診断結果を公表する目的は何ですか。

(答)

- 建築物の耐震性は、人の生命・身体に重大な影響を与える情報ですが、建築物の外観からは、それを知ることは一般的には困難です。
- そのため、報告された耐震診断結果については、これを公表し、利用者や地域住民の方に対してその結果を周知することとされたものです。

(内容について)

3. 公表は、どのような内容を、どのような方法で行うのですか。

(答)

- 公表の内容については、法令等に基づき、「建築物の名称」「位置」「主たる用途」「診断方法」「診断結果」「耐震改修等の予定（内容、実施時期）」を公表することになっています。
- 公表の時期は、報告された内容等の確認作業が必要となりますので、所管行政庁ごとで決定します。
- 公表の方法は、各所管行政庁のホームページ等で公表しています。
- なお、公表後に耐震改修、建替え、解体等を行い、耐震性が確保された場合などには、所有者の申し出により、速やかに公表内容を更新します。

○ 診断結果の公表内容

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	〇〇庁舎	〇〇市 〇〇番地	庁舎	—	—	—	—	
	〇号館			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.40$ $C_{TU} \cdot S_D=0.20$	建替え	令和〇年度 工事着手予定	
	〇号館			(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.20$ $q=0.40$	耐震改修	令和〇年度 工事着手予定	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価		
	I	II	III
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_s < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※備考欄に記入のない場合は、耐震判定基本指標 $E_s=0.6$ 、地域指標 $Z=0.8$ 、地盤指標 $G=1.0$ 、用途指標 $U=1.0$ 。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※記号と数値の意味

I_s : 構造体の耐震性能を示す値。この数値が大きいほど耐震性能が高い。

I_{so} : 構造耐震判定の指標。 I_s 値の判定基準となる目標値。

$C_{TU} \cdot S_D$: 構造体の強度、建築物の平面・立面形状等から求める耐震性能に係る指標。

q : 保有水平耐力に係る指標と言われ、建築物の地震や風などの水平力に対して耐えることのできる強さを表す指標。

E_s : 耐震判定基本指標で、建物に要求される基本的な耐震性能を表す指標。
(第2次診断・第3次診断法では0.6)

Z : 地域指標で、その地域の地震活動度や想定する地震動の強さに対する補正係数。
(福岡県内0.8)

G : 地盤指標で、表層地盤の増幅特性などによる補正係数。(一般的に1.0)

U : 用途指標で、建物の用途などによる補正係数。(一般的に1.0)

※安全性の確認方法

別添「表の見方」をご参照ください。

(診断結果の評価について)

4. 安全性がⅠ～Ⅲと評価された建築物は、地震が発生するとどうなるのですか。

(答)

○ 耐震診断の結果は、震度6強から7に達する程度の大規模地震に対する安全性を示すものです。

○ 安全性がⅢと評価された場合は、大規模地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し又は崩壊する危険性が低く、現行の耐震基準と同等の安全性を有しています。

- 安全性がⅡと評価された場合は、大規模地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し又は崩壊する危険性がありますが、違法に建築されたものや劣化を放置されたものでない限りは、震度５強程度で損傷する恐れは少なく、倒壊する恐れはありません。
- 安全性がⅠと評価された場合も、大規模地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し又は崩壊する危険性が高くなりますが、違法に建築されたものや劣化を放置されたものでない限りは、震度５強程度で損傷する恐れは少なく、倒壊する恐れはありません。

(公表に関する相談対応について)

5. 公表された内容について、お尋ねしたいことがある場合はどうしたらいいのですか。

(答)

- 公表された内容について不明な点がある場合は、所管行政庁ごとに相談に対応することとしておりますので、下記所管行政庁にお尋ね下さい。
- また、耐震に関する一般的な相談や技術的な相談については、一般財団法人福岡県建築住宅センターに耐震相談窓口を設置しておりますので、お尋ね下さい。

(県内相談窓口)

■公表された内容に関する相談

福岡県建築都市部建築指導課（下記の市以外の市町村）	TEL：092-643-3721（直通）
北九州市建築都市局指導部建築指導課	TEL：093-582-2531（直通）
福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課	TEL：092-711-4580（直通）
大牟田市都市整備部建築住宅課	TEL：0944-41-2797（直通）
久留米市都市建設部建築指導課	TEL：0942-30-9089（直通）

■耐震に関する一般的な相談や技術的な相談

（一財）福岡県建築住宅センター企画情報部	TEL：092-781-5169（直通）
----------------------	----------------------

※参考

（国土交通省相談窓口）

■耐震改修促進法に基づく公表手続き等、耐震改修工事の進め方

住宅局建築指導課建築物防災対策室（耐震係）	TEL：03-5253-8514（直通）
-----------------------	----------------------

■補助制度関係

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（企画係）	TEL：03-5253-8517（直通）
------------------------	----------------------